

事務連絡  
平成31年2月26日

各都道府県トラック協会  
専務理事 殿

(公社)全日本トラック協会  
審議役 山内 正彦

### 特殊車両通行許可証の電子化に関する周知について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、平成31年2月15日に「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部を改正する省令改正が公布され、平成31年4月1日から特殊車両通行許可証等(以下「許可証」という。)について、紙に加えて、タブレット等の電子機器に許可証等の内容を保存して携行することも可能となりました。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下の会員事業者に対する周知方をお願い申し上げます。

なお、本事項は全日本トラック協会HPの「特殊車両通行許可制度等について」にも掲載しておりますことを申し添えます。

敬 具

記

添付資料

1. 広報チラシ「特殊車両通行許可証の備え付けが『タブレット』でも可能になりました！」
2. 特殊車両通行許可の電子媒体化に係るQ&A

全日本トラック協会HP HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 特殊車両通行許可制度等について

(<http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/index.html>)

以 上

事 務 連 絡

平成31年2月19日

公益社団法人 全日本トラック協会 審議役 様

国土交通省 道路局  
道路交通管理課  
車両通行対策室長

特殊車両通行許可証の電子化に関する広報用チラシについて

日頃より、国土交通行政に多大なご支援、ご理解を頂き、誠に有難うございます。

さて、従来は紙での携行をすることとしておりましたが、平成31年4月1日から特殊車両通行許可証等（以下「許可証」という。）について、紙に加えて、タブレット等の電子機器に許可証等の内容を保存して携行することも可能となります。

つきましては、運転者が電子機器を携行する際の留意事項を遵守するように貴会傘下事業者等へ広報用チラシによる周知のご協力をお願いします。

なお、広報用チラシについては、運用開始1か月前からの周知を考えています。

# 特殊車両通行許可証

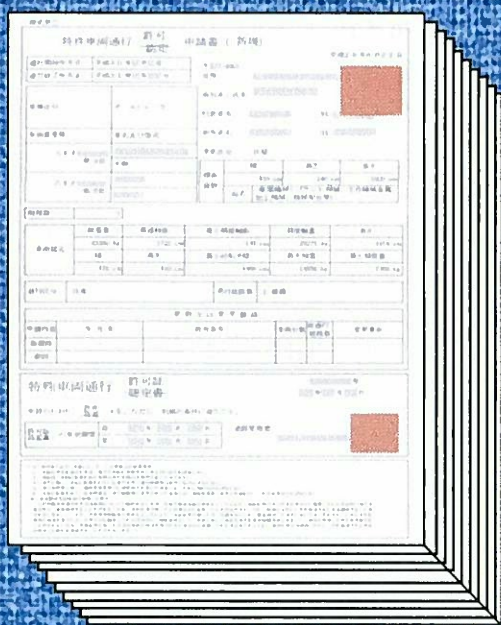
## の備え付けが

## 『タブレット』でも

## 可能になりました！

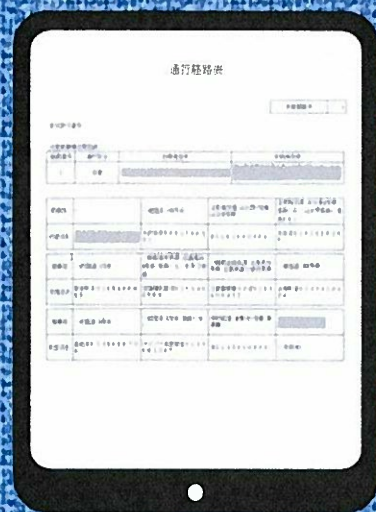


2019年  
4月より



紙媒体による許可証

複数の許可証が  
タブレット1台に  
可能！



電子媒体による許可証

特殊車両通行許可証等※<sup>1</sup>（以下「許可証」という。）は、道路法※<sup>2</sup>において、通行時に携行することが義務付けられています。

通行経路が多い場合や特車ゴールドの許可の場合等には、許可証の分量が膨大となり、多くの保管場所をとられていましたが、2019年4月1日（月）から、紙による許可証の代わりにタブレット等での携行が可能となりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自らタブレット等を操作し、走行している通行経路の許可証を表示させなければなりません。

※<sup>1</sup> 経路表、経路図等を含む

※<sup>2</sup> 道路法 道路法第47条の2第6項：許可証の交付を受けたものは、当該許可にかかる通行中、当該許可証を当該車両に備え付けなければならない。



国土交通省



公益社団法人

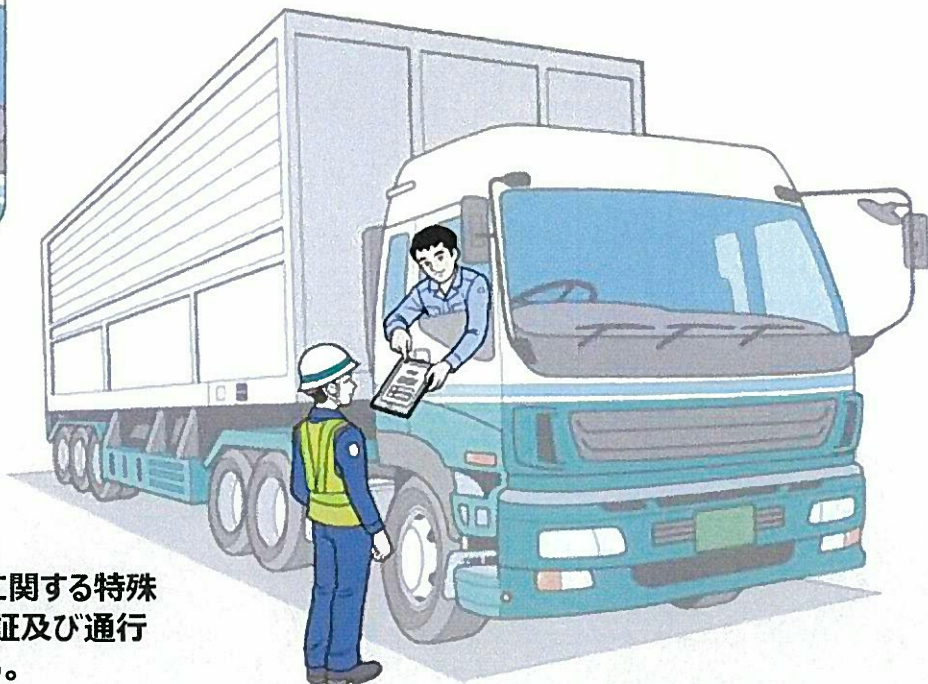
全日本トラック協会

# 特殊車両の走行中、許可証の提示を求められた場合は ドライバー自ら『タブレット』を操作して 許可証の提示をお願いします！



× 通行に関係ない  
許可証も含めて  
提示する。

○ 通行中の経路に関する特殊  
車両通行許可証及び通行  
経路を提示する。



## 電子機器の携行に際しての注意点

### ① 許可証を表示する電子機器の種類・機能

許可証を表示する電子機器は、ノートパソコン、タブレット等で、許可証の内容を明瞭な状態で画面に表示できるものでなければなりません。なお、画面の大きさは8インチ以上の機器を推奨します。

### ② 電子機器の操作

取締り時に、許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示して頂きます。

※セキュリティ上、電子データが保存されたUSB等を、取締りを行っている者の電子機器に接続して表示させることはできません。

### ③ 許可証不携帯による警告

ドライバーは許可証を明瞭に表示させなければなりません。例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

### ④ 電子データの内容

取締りでの速やかな確認等のため、国のオンライン申請システムを通じて交付された許可証の電子データを表示できるようにすることを推奨します。

### ⑤ その他

紙による許可証の備え付けも引き続き可能ですが、取締り時に許可証の提示を求められた際には、走行中の通行経路に関する許可証を提示してください。

**各事業者においては、電子機器を携行するドライバーへの周知徹底をお願いします。**

## 特殊車両通行許可の電子媒体化に係る Q & A

2019 年 2 月 25 日

- Q. 電子媒体のファイル形式に決まりはあるのか。
- A. 電子データのファイル形式に決まりはありませんが、道路管理者等から求められた際に速やかに明瞭な状態で表示する必要があるため、例えば、オンライン申請により許可を受けた場合、許可証一式をダウンロードしたものを、そのまま画面に表示できる状態で保存することをお勧めします。
- Q. 電子媒体と紙の許可証関係書類を合わせた携行でも良いのか。(例：許可証の表紙は印刷、経路図は電子媒体)
- A. 紙媒体と電子データを合わせた形での携行も可能です。その際は同じ許可証であることを道路管理者等に運転者自らが示して頂く必要があります。
- Q. クラウド上に電子媒体を保存し、必要に応じてアクセスして確認することは携行となるのか。また、電子媒体を USB メモリや SD カードでの保存でも構わないか。
- A. 許可証の備え付けは、運転者が自らの車両諸元や通行経路等を把握した上で通行するために求めているものであるため、運転者がこれらの情報を速やかに把握でき、道路管理者等に求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことが可能であれば、電子データの保存方法について、特段の決まりはありません。
- よって、USB メモリや SD カードでの保存でも可能ですが、例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって、速やかに表示できない場合は、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。
- Q. 電子媒体を保存して携行するための機器に決まりはあるのか。また、機器の画面の大きさに決まりはあるのか。(パソコン、タブレット、スマートフォンなど)
- A. 電子データを表示する機器に決まりはありませんが、視認性を確保するため、8 インチ以上の機器を推奨します。
- Q. 国交省以外の道路管理者への申請やオンライン申請以外での申請についても、紙の許可証を電子化すれば電子媒体による携行が認められるのか。
- A. 各道路管理者による許可証を電子データ化して携行することも認められます(ただし、例えば、冊子として許可されたものを分解するなどした場合、原本でない判断される可能性がありますので、ご注意ください)。

Q. 有効期限が満了した電子媒体の許可証はどのように取り扱えば良いか。保存(期間)の義務はあるか。また、電子媒体を誤って削除した場合、再発行してもらえるのか。

A. 従来 of 紙における許可証の取扱いと同様です。

Q. ETC2.0 のように電子媒体を保存する機器を導入するための国の補助金などはあるのか。

A. これまで通り紙による許可証の携行も可能ですので、機器購入等への補助はありません。それぞれの事業者等においてご用意ください。

Q. 電子媒体を保存する機器の操作に不慣れな運転者もいるが、機器の操作に係る講習会などはあるか。

A. 国が講習会などを実施する予定はありません。電子機器の操作については、運転手自らが操作できるよう習熟して頂く必要があります。

機器操作が不慣れで速やかに表示できない場合は、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となります。この他、例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況その他の事情等によって、速やかに表示できない場合も、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。